

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによつて、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労ニュース

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(略称「日赤新労」)
東京都港区西新橋3-14-5
Tel・東京434-7080
発行責任者
川島 亮 介

昭和45年度ベア斗争方針きまる!!

(第1回中央委員会—7.26—27日)
於 新潟県妙高高原 妙高閣

1. 署名簿提出 …… 8月10日までに本部到着
2. ハガキ戦術 …… 宛先 社長、団交委員、支部事務局長、会長
院長、連盟会長、事務部長、会長
3. 胸章斗争 …… 胸章は本部より送付
4. デモ行進 …… 300名動員、時期は本部一任

昭和四十五年度賃金斗争特集

(ベア斗争の経過を重点的に収録)

○賃金の焦点

全国総決起集会

— 八月二十五日 —

人事院勧告の完全実施を旗印に、全国新労の組合員三〇〇余名が、ベア斗争を勝ち抜くため、芝公園二十三号地に集合し、日比谷公園に向つてデモ行進し、中幸門に於て流れ解散を行つた。

行進の途中、本社構内に入り、折柄開催中の医管長会議の委員長田辺副社長に決議文を手渡した後、シュプレスコールを繰り返し、人事院勧告の完全実施を強力に要求した。

また、行進の沿道に並ぶ人々に対し「人並の生活と、よりよい医療奉仕」を見せしめ悲壮な決意をこめたパンフレットを撒布して協力をもとめた。



デモ隊一行本社構内に入る



日比谷通を意気高らかに行進

炎天下を行進するデモ
隊の悲壮なる訴え



○ベアに関する要望書 要望書作成

（七月十七日）
執行委員会

要請書

吾々日赤新労は、かねてから本社に対し、人事院勧告の完全実施を要求し交渉を重ねてきたところであるが、本社は毎年財政難を理由に遅延してきた。本年は如何なる事由があろうとも、之が完全実施されるよう本社に対し、強く推し

進めるよう要請する。

昭和四十五年七月十七日

日本赤十字新労組連合会

執行委員長 川出富治

施設長殿

要望書

日本赤十字新労組連合会は、赤十字に働く者と、その家族の声として、かねてから人事院勧告の完全実施を要求し交渉してきたところである。しかるに本社は、財政難を理由に、毎年遅延してきた。本年はいかなる理由があろうとも人事院勧告の完全実施を、組合員一同の署名をもつて強く要望する。

昭和四十五年八月二十五日

日本赤十字新労組連合会

執行委員長 川出富治

日本赤十字社

社長 東龍太郎殿

○ベアに関する中労委 調停案出る

八月七日

全日赤及び日赤労組並びに本社に対し次の調停案が示された。

調停案

調停委員長 石井照久
労働者委員 太田 薫
使用者委員 松本栄一

今次の争議について、本調停委員会は、慎重審議の結果、次の調停案に達した。
労使双方は、これにより本争議の円満な解決をは

かられたい。

記

- 一、春季賃上げにおける平均賃上げは定昇見込みで労働省調べによれば一八・一％、中労委調べによれば一八・六％である。
今次賃上げについては、これらを基準として、労使協議してきめること。
- 二、賃上げの実施時期については八月とすること。
- 三、その他については労使協議す。

（口頭説明）

- 一、実施時期につき財政上困難な病院については、期末・勤勉手当により調整を行うこととして労使協議されたい。
- 二、賃上げ額の配分は、末項の労使協議に含まれるがその際六大都市の准看護婦の俸給については三〇、〇〇〇円を下らないよう配慮されたい。また労務職の給与についても、これに準じて配慮されたい。

○公務員給与に関する 人事院勧告発表さる

八月十四日

人事院は、本年四月における官民給与の精確な比較を行い、一二・六七％（平均八、〇二二円）の引上げを勧告した。その内訳は

俸給で一〇・七％

諸手当で一・三六％

その他〇・六一％である。

これを日赤の場合にあてはめた俸給表は「別表」のとおりである。

○ベア署名簿 要望書 提出

八月十四日

人事院勧告が出た段階に於て、執行部は直ちに本社に赴き、社長静養休務中なので、田辺副社長に面会し、現在到着五千余名の署名簿を、要望書と共に手渡した。副社長は「日赤新労の要求は、現実性あ

るものとして高く評価している。できるだけ要求に沿って行く考えであるが、これには財政的裏付けが必要なので、実施時期に関しては慎重審議の上決定したい」と表明した。

○本社 本俸（諸手当を除く） 八月実施を表明す

（八月三十一日）
第六回 団交



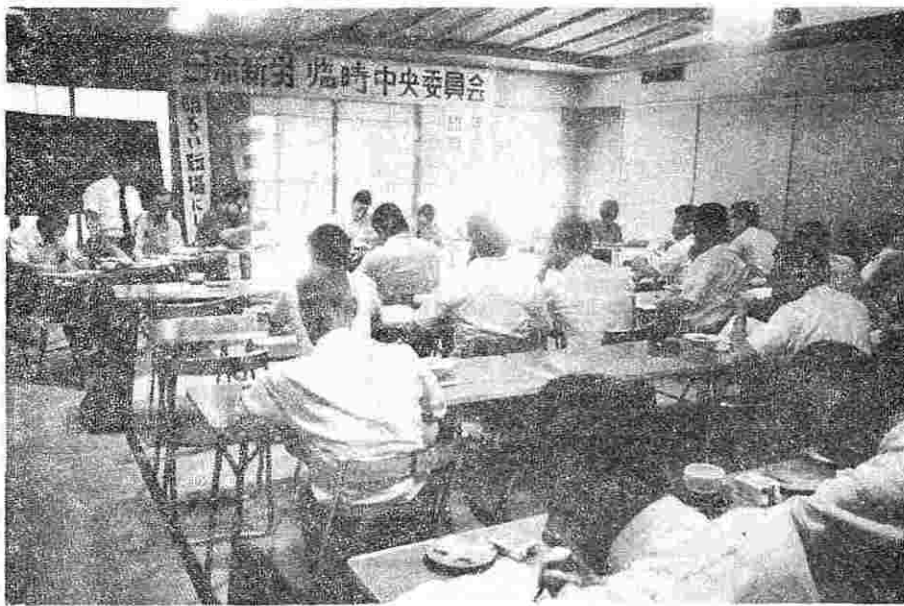
日赤新労のきびしい追及に、タジタジしながらも本社は中労委の調停案をタテに、八月実施を主張する。

なお、諸手当（通勤手当、住宅手当、期末手当、高令者に対する昇給延長等）については、国家公務員が未だハッキリしていないので、回答は待つてほしい。

○臨時中央委員会

九月三日

於 熱海しほみや本館
次のとおり審議決定。



(八月実施(本俸のみ)について討議する緊急臨時中央委員会会場)

- (1) ベースアップについて
日赤新労の団結と力を示したハガキ、胸章斗争及びデモ行進の成果により、本社は本俸のみについては先ず八月の線を示さざるを得ぬ状況に追いこまれた。吾々はこの回答に不満ではあるが、日赤をとりまく諸情勢により、止むを得ず妥結することもあり得るが、諸手当については、今後人 勧五月実施を目途に斗争ことを決定した。
- (2) 住宅手当について
人・勧の内容を基礎に、全職員に支給されるよう、今後更に交渉をする。
- (3) 看護婦の深夜勤手当について
現行の百分の五〇プラス一時間当り四〇円を、さらに二〇円上積する。
- (4) 期末・勤勉手当について
年末手当に〇・二カ月を、新労全体の力でかちとること。
- (5) 高令者の昇給延長について
人・勧の内容に反対である。
- (6) 調整・通勤手当について

人・勧どうりとするが、通勤手当について自家用車使用の場合、所定の交通機関を利用する場合と同様の取扱いをすること。

○人・勧(諸手当を除く)八月実施で止むなく妥結

九月四日
第七回 団 交

前日の中央委員会の意志を反映するべく、本部役員並びに代表中央委員が出席し、強硬な交渉を展開したが、四十五年度においては、本俸のみについて八月実施にて止むを得ず妥結した。
諸手当については、今後交渉を継続することを労使双方が確認した。

○諸手当実施について 本社前言を翻す

十月十二日
第八回 団 交

本社は、さきの団交において、本俸のみ八月実施と云いながら、本日の団交においては、諸手当の実施についても八月実施する旨の提案があり前回と相違するので紛糾し、遂に妥結を見るに至らなかった。
なお、ベア支給(本俸)は十一月給与に間に合うよう努力する旨の回答があつた。

○諸手当実施問題暗礁に乗り上げ

十月二十日
第九回 団 交

この回の団交に於ても、本社の頑迷な態度は変わらず物別れとなつた。
以上のとおり、本年度ベアについては既に第九回の団交を重ねて居り、大詰を迎えているが、覚書交換という最終段階に至つて暗礁に乗り上げ、給与改正委員会開催も近く、本社に対する態度表明の時期切迫のため、執行部協議の結果、急遽代表中央委員会を開催することに決定した。

婦人部代表者会議成功裡に終る

昭和四十五年九月十五日

於 東京日本女子会館

は全額支給、残りの一週間と、二週間については12支給とする。

○看護婦確保手当について

確保手当については、今後交渉する。その額は八、〇〇〇円とする。

十五日の会議の後、翌十六日の労使協議会には本部役員三役の外。

- 水戸日赤 柳田町子
- 名二日赤 鶴田セツ子
- 岡山日赤 徳田久子
- 鳥取日赤 田中喜美子

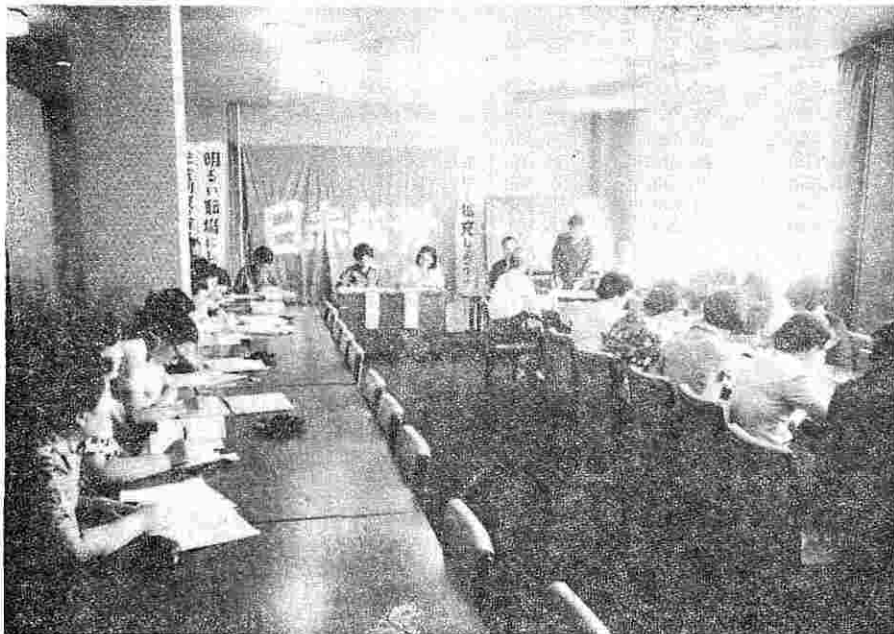
の四氏出席、現場看護婦としての切実なる生の声を訴えたのに対し、本社としてもタジタジとなり、充分なる検討の上、できるだけ要求に近づく旨を表明した。

産前・産後の休暇並びに賃金の問題について本部としての意見。

一、母体保護の観点から休暇日数を十分とすることは第一条件としなければならない。

二、賃金については、とれるだけとすることは必要であるが、そのため少しでも休暇日数を減らすようなことはあつてはならない。何故ならば健保給付で肩がわりできるからである。民間事業所にあつては経理面から、休暇のみ与えて全く賃金を支払わないところが多い状況である。

この点考慮検討の要あるものと思う



本年度第一回婦人部代表者会議は、九月十五日、日本女子会館において三十余名出席のもと、活発なる討議を重ねた結果、次のとおり再確認すると共に婦人部代表者が、翌十六日労使協議会の席上、左記事項について強く要求した。

記

○産前産後の改善について

休暇は現協約どおり産前七週間、産後八週間とし賃金については産前六週間、産後六週間について

一般職俸給表(一)

職務の 等級	特 号 俸	A B C D E F G						
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
1		115,900	86,000					26,200
2		121,600	90,100	75,300	62,100	39,800	34,500	27,300
3		127,300	94,300	78,600	65,200	42,100	36,100	28,400
4		133,100	98,700	81,900	68,300	44,400	37,900	29,500
5		138,900	103,100	85,300	71,400	46,900	39,800	30,700
6		144,700	107,500	88,700	74,500	49,400	41,900	31,900
7		150,500	111,900	92,100	77,700	51,900	44,000	33,200
8		156,300	116,300	95,500	80,900	54,400	46,100	34,500
9		162,100	120,700	98,900	84,100	56,900	48,200	35,700
10		167,900	124,800	102,300	87,300	59,400	50,000	36,900
11		172,200	128,900	105,500	90,500	61,900	51,800	38,100
12		175,500	132,300	108,600	93,400	64,200	53,600	39,300
13		178,800	135,200	111,700	96,100	66,500	55,400	40,400
14		181,500	137,600	114,800	98,800	68,800	57,200	41,500
15		184,200	140,000	117,000	101,500	70,800	58,300	42,500
16			142,400	119,200	104,200	72,800	59,400	43,400
17			144,800	121,400	106,200	74,300	60,400	44,300
18			147,200	123,800	108,200	75,500	61,400	45,200
19			149,600	125,800	110,200	76,700	62,400	46,100
20				128,000	112,200	77,900	63,400	47,000
21				130,200	114,200	79,100	64,400	47,900
22				132,400	116,200	80,300	65,400	48,800
23				134,600	118,200	81,500	66,400	49,700
24				136,800	120,200	82,700	67,400	50,600
25						83,900	68,400	51,500
						85,100	69,400	

一般職俸給表(二)

職務の 等級	特 号 俸	A B C D E				
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
1		49,600	39,300	34,300	26,500	23,000
2		51,800	41,300	35,900	27,600	23,800
3		54,000	43,300	37,600	28,700	24,600
4		56,200	45,300	39,300	29,900	25,500
5		58,400	47,400	41,100	31,300	26,500
6		60,700	49,500	42,900	32,800	27,500
7		63,000	51,500	44,700	34,300	28,500
8		65,100	53,500	46,400	35,800	29,600
9		67,200	55,500	48,100	37,500	31,000
10		69,100	57,400	49,800	39,200	32,400
11		71,000	59,300	51,500	40,900	33,800
12		72,900	61,200	53,200	42,400	35,200
13		74,800	63,000	54,800	43,900	36,600
14		76,700	64,800	56,400	45,200	38,000
15		78,600	66,600	58,000	46,300	39,400
16		80,500	67,900	59,300	47,400	40,300
17		82,000	69,000	60,600	48,300	41,200
18		83,500	70,100	61,800	49,200	42,100
19		84,800	71,200	62,800	50,100	43,000
20		86,100	72,300	63,800	51,000	43,900
21		87,400	73,400	64,600	51,900	44,800
22		88,600	74,500	65,400	52,700	45,700
23		89,800	75,500	66,200	53,600	46,600
24		91,000	76,500	67,000	54,300	47,500
25		92,200	77,500	67,800	55,100	48,300
26		93,400	78,500	68,600	55,900	49,100
27		94,600	79,500	69,400	56,700	49,900
28		95,800	80,500	70,200	57,500	50,700
29		97,000	81,500	71,000	58,300	51,500
30			82,500	71,800	59,100	52,300
31			83,500	72,600	59,900	53,100
32			84,500	73,400	60,700	53,900
33				74,200	61,500	54,700

医療職俸給表

医療職俸給表(一)

職務の 等級	特 号 俸	A B C D			
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
1		197,000	115,900	85,000	65,500
2		201,500	120,400	89,200	72,600
3		206,000	124,900	93,400	76,600
4		210,500	129,400	97,900	80,800
5		215,000	133,900	102,400	85,000
6		219,500	138,400	106,000	89,200
7		224,000	142,900	111,400	93,400
8		228,500	147,000	115,900	97,700
9		233,000	151,400	120,400	102,000
10		237,500	155,200	124,900	106,300
11		242,000	159,300	129,400	110,600
12		246,500	163,300	133,400	114,100
13			167,300	137,400	117,600
14			171,300	141,400	121,100
15			174,900	145,500	124,100
16			178,300	148,300	127,100
17			181,700	151,300	130,100
18			184,400	154,300	133,100
19			187,100	156,600	134,900
20			189,800	158,900	136,700
21			192,500	161,200	138,500
22				163,500	140,300
23				165,800	142,100
24				168,100	143,900
25					145,700
26					147,500

医療職俸給表(二)

職務の 等級	特 号 俸	A B C D			
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
1		74,800	55,600	45,300	32,900
2		77,800	58,300	47,600	34,600
3		80,800	61,000	50,100	36,300
4		83,900	63,700	52,600	38,000
5		87,000	66,400	55,100	39,700
6		90,100	69,100	57,600	41,500
7		93,200	71,800	60,100	43,300
8		96,300	74,500	62,500	45,200
9		99,300	77,200	64,900	47,100
10		102,300	79,800	67,300	49,000
11		105,000	82,400	69,700	50,900
12		107,700	85,000	72,100	52,800
13		110,400	87,300	74,500	54,700
14		112,600	89,600	76,500	56,600
15		114,800	91,500	78,200	58,500
16		117,000	93,400	79,900	60,000
17		119,000	95,300	81,300	61,500
18		121,000	96,900	82,700	63,000
19		123,000	98,500	84,100	64,400
20			100,100	85,300	65,800
21			101,500	86,500	66,800
22			102,900	87,700	67,800
23			104,300	88,900	68,800
24			105,600	90,100	69,800
25			106,900	91,300	70,800
26			108,200	92,500	71,800
27			109,500	93,700	72,800
28			110,800	94,900	73,800
29			112,100	96,100	74,800
30			113,400	97,800	75,800
31			114,700	98,500	76,800
32			116,000	99,700	77,000
33			117,300	100,900	78,800

医療職俸給表(三)

職務の 等級	特 号 俸	A B C D E F				
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
1		88,900	64,700	44,800	35,100	30,700
2		93,300	68,200	47,500	36,700	32,100
3		97,700	71,500	50,200	38,500	33,500
4		102,200	74,800	53,000	40,400	34,900
5		106,700	78,200	55,800	42,500	36,500
6		111,200	81,600	58,600	44,600	38,300
7		115,700	85,000	61,400	46,900	40,200
8		119,700	88,300	64,300	49,400	42,200
9		123,700	91,500	67,200	51,900	44,200
10		127,400	94,700	70,100	54,400	46,200
11		131,100	97,400	73,000	56,900	48,200
12		134,100	100,000	75,900	59,400	50,000
13		136,900	102,500	78,600	61,900	51,800
14		139,300	105,000	81,300	64,200	53,600
15		141,700	107,100	83,400	66,500	55,400
16		144,100	109,200	85,500	68,800	57,200
17			111,200	87,000	70,800	58,300
18			113,200	88,500	72,800	59,400
19			115,200	89,900	74,300	60,400
20			117,200	91,300	75,500	61,400
21			119,200	92,700	76,600	62,400
22				94,100	77,700	63,400
23				95,500	78,800	64,400
24				96,900	79,900	65,400
25				98,300	81,000	66,400